# 条 例 議 案 の 概 要

一令和6年3月定例会一

## 目 次

議案第	15	号	盛岡市婦人相談員設置条例を廃止する条例について・・・・・・・・ 1
議案第	16	号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・ 2
議案第	17	号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 4
議案第	18	号	盛岡市市税条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・ 6
議案第	19	号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 12
議案第	20	号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 18
議案第	21	号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
議案第	22	号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 24
議案第	23	号	盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を
			廃止する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
議案第	24	号	盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について・・・・・・・ 27
議案第	25	号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 29
議案第	26	号	盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について・・・・・・・ 31
議案第	27	号	盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 34
議案第	28	号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の
			整理に関する条例について・・・・・・・・・・・・・・ 36

#### 議案第 15 号

盛岡市婦人相談員設置条例を廃止する条例について

#### 1 趣旨

売春防止法 (昭和31年法律第 118号) の改正に伴い、条例を廃止しようとするものである。

#### 2 内容

現在、売春防止法第35条第2項及び盛岡市婦人相談員設置条例に基づき、盛岡市に婦人相談員を2人設置しているが、売春防止法の改正(令和6年4月1日施行)に伴い、売春防止法第35条は削除されることから、盛岡市婦人相談員設置条例を廃止するもの。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

#### 議案第 16 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の改正に伴う規定の整備をしようとするもの。

#### 2 改正の内容

(1) 個人番号の庁内での利用に係る規定(第3条第1項第3号)

番号利用法の改正に伴い、個人番号を利用した情報連携に係る情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報を規定する番号利用法別表第2が削除され、今後はこれらを主務省令で規定することとなったことに伴い、個人番号の庁内での利用に係る条例第3条第1項第3号の規定を次のように改める。

改正前	市の機関が法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有
	するものを必要な限度で利用して処理する <u>同表の事務の欄に掲げる事務</u>
改正後	市の機関が保有する利用特定個人情報を必要な限度で利用して処理する特定個人番
	号利用事務

- ※ 特定個人番号利用事務とは、個人番号を含む個人情報(特定個人情報)を利用することによって事務の効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。
- ※ 利用特定個人情報とは、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。

#### (2) その他

条例第3条第1項第3号の改正に伴う規定の整理を行う。

#### 3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する 法律(令和5年法律第48号)の施行日(※)

※ 公布の日(令和5年6月9日)から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

改正後

○盛岡市個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月24日条例第47号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例

第1条 略

(定義)

- めるところによる。
  - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用 事務実施者をいう。
  - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提 供ネットワークシステムをいう。
  - (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利 用事務をいう。
  - (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報を いう。

(個人番号の利用範囲等)

- 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
  - (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で 当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に 掲げる事務
  - (3) 市の機関が<mark>保有する利用特定個人情報</mark>

護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支 給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)については、生 活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就 労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」 という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する特定

個人番号利用事務

- 2 <u>次の各号に掲げる</u>事務において、法の規定により、情報提供ネッ2 <u>前項第2号又は第3号の</u>事務において、法の規定により、情報提供ネッ トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者<mark>から当該各号に</mark> <mark>掲げる情報</mark>の提供を受けることができるときは、<mark>当該各号に掲げる情報</mark>の 提供を受けるものとする。
  - (1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報
  - (2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報
- 3 <mark>次の各号に掲げる 事務において、当該事務で利用する<mark>当該各号</mark>3 <mark>第1項第2号又は第3号の</mark>事務において、当該事務で利用する<mark>特定個人</mark></mark> に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その 他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における<mark>当該</mark> 各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。
- (1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報
- (2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報

第4条及び第5条 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

こ関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日か

ら施行する。

別表第1から別表第3まで 略

改正前

○盛岡市個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月24日条例第47号

改正 略

盛岡市個人番号の利用等に関する条例

第1条 略

(定義)

- |第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定|第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定| めるところによる。
  - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用 事務実施者をいう。
  - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提 供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲等)

- |第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で 当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に 掲げる事務
- (3) 市の機関が法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で 当該機関が保有するもの(当該保有する 特定個人情報のうち生活保 護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支 給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)については、生 活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就 労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」 という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する<mark>同表</mark> の事務の欄に掲げる事務
- トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者<mark>から特定個人情</mark> <mark>報 の提供を受けることができるときは、<mark>当該特定個人情報</mark>の</mark> 提供を受けるものとする。
- 情報 と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その 他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における<mark>特定</mark> 個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。

第4条及び第5条 略

附則略

別表第1から別表第3まで 略

## 議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行(人)	改正後 (人)	増減 (人)
市長の事務部局(水道事業及び下水	1,441 (うち福祉	1,446 (うち福祉	5 (うち福祉事
道事業並びに病院事業を除く。)	事務所 142)	事務所 144)	務所2)
水道事業及び下水道事業	206	204	$\triangle 2$
病院事業	242	240	$\triangle 2$
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	87	88	1
学校	226	224	$\triangle 2$
学校以外の教育機関	52	52	О
選挙管理委員会の事務部局	6	6	О
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	О
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2, 295	2, 295	0

## 3 施行期日

令和6年4月1日

○盛岡市職員定数条例

昭和33年6月20日条例第25号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

改正後

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例(昭和24年条例第42号)の全部を改正する。

- 第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。
- 第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員 会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時 勤務する公務員で一般職に属する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。)をいう。
- 第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

一般員の定数は、八致に指げるとわりとする。							
区分 定数 備考							
<mark>1,446人</mark>	うち <u>144人</u> は、社会福祉						
	法(昭和26年法律第45						
	号)第15条第1項に規						
	定する福祉事務所員と						
	する。						
<u>204人</u>							
<u>240人</u>							
14人							
<mark>88人</mark>							
<mark>224人</mark>							
52人							
6人							
7人							
12人							
2人							
2,295人							
	定数 1,446人 204人 240人 14人 88人 224人 52人 6人 7人 12人 2人						

- |第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以|第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以| 下「定数外」という。)とする。
  - (1) 休職を命ぜられた職員
  - (2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職 員
  - (3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる 公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員 で市長が承認したもの
  - (4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市 長が承認したもの
- 分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に 限り、定数外とする。
- は、それぞれの任命権者が定める。

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○盛岡市職員定数条例

昭和33年6月20日条例第25号

改正 略

盛岡市職員定数条例

盛岡市職員定数条例(昭和24年条例第42号)の全部を改正する。

- 第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。
- 会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時 - 勤務する公務員で一般職に属する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。)をいう。

改正前

第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。

水一城長や足数は、八数に同じるというとうる。							
区分	定数	備考					
市長の事務部局(水道事業及び下	<mark>1,441人</mark>	うち <u>142人</u> は、社会福祉					
水道事業並びに病院事業を除		法(昭和26年法律第45					
⟨ 。 )		号)第15条第1項に規					
		定する福祉事務所員と					
		する。					
水道事業及び下水道事業	<mark>206人</mark>						
病院事業	<mark>242人</mark>						
議会の事務部局	14人						
教育委員会の事務部局	<mark>87人</mark>						
学校	<mark>226人</mark>						
学校以外の教育機関	52人						
選挙管理委員会の事務部局	6人						
監査委員の事務部局	7人						
農業委員会の事務部局	12人						
公平委員会の事務部局	2人						
合計	2,295人						

- 下「定数外」という。)とする。
- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職 員
- (3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができるとされる 公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員 で市長が承認したもの
- (4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市 長が承認したもの
- 2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区 分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に 限り、定数外とする。
- |第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数|第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数| は、それぞれの任命権者が定める。

附 則 略

#### 議案第 18 号

盛岡市市税条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

地方税法(昭和25年法律第 226号)の改正に伴い、交付手数料を徴収する納税証明書に、ドメスティック・バイオレンスの被害者等(以下「DV被害者等」という。)の住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳に係る証明書を加えるほか、当該固定資産課税台帳に係る租税の徴収金に関する証明書交付手数料等の額を定めようとするものである。

#### 2 改正の背景

- (1) 不動産登記法(平成16年法律第 123号)の改正
  - ア 所有者不明土地の主要な発生原因である相続登記及び住所変更登記の未了に対応するため、申請が義務付けられた。
    - (ア) 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)
    - (イ) 住所変更登記の申請義務化(令和8年4月1日施行)
  - イ DV被害者等についても相続登記及び住所変更登記の申請義務化の対象となることから、 DV被害者等を保護するため、登記事項証明書等にその者から申し出のあった「住所に代わ る事項」を記載することとされた。

#### (2) 地方税法の改正

登記所から市町村への登記済通知において、DV被害者等の住所が「住所に代わる事項」で 通知がなされた場合は、固定資産課税台帳に係る証明又は閲覧の際に「住所に代わる事項」を 記載する。

## 3 改正の内容

(1) 市税条例の改正について

手数料を徴収する納税証明書に、登記所から通知されたDV被害者等が申出した「住所に代わる事項」を記載した証明書を加える。

(2) 手数料条例の改正について

次の事務の手数料を加える。

ア DV被害者等が申出した「住所に代わる事項」を記載した固定資産課税台帳を閲覧に供す

る事務 300円

イ 固定資産課税台帳に記載した事項に関する証明書に、DV被害者等が申出した「住所に代わる事項」を記載したものを交付する事務 300円

## 4 施行期日

令和6年4月1日

## 固定資産税に関する証明書等に係る DV 被害者等の住所の取扱い

- 所有権移転等の不動産登記が行われた場合、登記所から市町村に登記情報が通知される。
- 不動産登記法の改正により、登記所は登記に記録されている者がDV被害者等である場合、本人からの申出により登記事項証明書等に「住所に代わる事項」を記載し、それに基づいた登記情報を市町村に通知する。
- 〇 これに伴い、市町村は固定資産課税台帳に「住所に代わる事項」を記載し、閲覧又は証明書の交付申 請に対応する。

2

登記事項証明書等に 「住所に代わる事項」 を記載

③市町村に対して登記の情報を通知

4

固定資産課税台帳に <mark>「住所に代わる事項」</mark> を記載



〈現在の通知事項〉

- ·登記名義人の氏名、<u>住所</u> ·所在地、地番、地目、地積
- ·構造、床面積

**〈追加される通知事項〉** ■ D V 被害者等からの申出に

よる<mark>「住所に代わる事項」</mark>



市町村

登記所

**(5)** 

固定資産税に関する

- ・証明書発行を申請
- ・台帳の閲覧を申請

申請書には現住所記載

1

登記申請の際に、登記簿の 住所について

「住所に代わる事項」(※)

の申出を行う

**6**)

システムで現住所と「住所に 代わる事項」の記載内容を確認し、「住所に代わる事項」 を記載した固定資産税の証明 書を交付し、手数料を徴取 ※閲覧、納税証明書について も同様の取扱いとする

## ※「住所に代わる事項」

委任を受けた弁護士等の事務所や支援団体等の住所、法務局の住所などが想定されている



DV 被害者等

## 【市町村の DV 等支援措置者への対応の継続】

登記所に申出の無い場合でも、固定資産課税台帳の 閲覧や各種税証明書発行にあたっては、DV被害者等 本人以外には行わないこととしている 改正後 改正前

○盛岡市市税条例

昭和25年9月1日条例第16号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市市税条例

目次及び第1条から第19条まで 略

(納税証明書の交付手数料等)

第20条 法第20条の10に規定する納税証明書の交付<mark>(法第382条の4に規定す</mark>第20条 法第20条の10に規定する納税証明書の交付

る当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の請 求をした者から、盛岡市手数料条例(平成12年条例第29号)の定めるとこ ろにより、納税証明書交付手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法(昭 和26年法律第185号) 第97条の2第1項の規定により提示するための同項の 書面については、手数料を徴収しない。

第21条から第150条まで 略

附 則 略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○盛岡市市税条例

昭和25年9月1日条例第16号

改正 略

盛岡市市税条例

目次及び第1条から第19条まで 略

(納税証明書の交付手数料等)

求をした者から、盛岡市手数料条例(平成12年条例第29号)の定めるとこ ろにより、納税証明書交付手数料を徴収する。ただし、道路運送車両法(昭 和26年法律第185号) 第97条の2第1項の規定により提示するための同項の 書面については、手数料を徴収しない。

第21条から第150条まで 略

附則略

【第2条】盛岡市手数料条例 新旧対照表 改正後 改正前 ○盛岡市手数料条例 ○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 改正 略 令和6年 月 日条例第 号 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の全部を改正する。 盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の全部を改正する。 第1条 略 第1条 略 (手数料の徴収等) (手数料の徴収等) 第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表<mark>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表</mark> の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請| の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請 等をした者から徴収する。 等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 第3条から第9条まで 略 第3条から第9条まで 略 附則略 附則略 附 則(令和6年条例第 号) この条例は、令和6年4月1日から施行する。 別表(第2条、第4条関係) 別表(第2条、第4条関係) 手数料を徴収する事 手数料を徴収する事 名称 金額 名称 金額 1から40の6まで 40の7 地方税法 租税の徴収金に関す 1 件 (納付者2人以上又 (昭和25年法律第 る証明書交付手数料 は納付年度が2年以上に 226号)第20条の わたるものについては、 10の規定に基づく それぞれ1人又は1年度 徴収金に関する証 を1件) につき300円

明書の交付(同法 第382条の4に規 定する当該証明書 に住所に代わる事 項の記載をしたも のの交付を含 tro ) 40の8 地方税法第 固定資産課税台帳の 300円 382条の2の規定 閲覧手数料 に基づく閲覧(同 法第382条の4に 規定する固定資産 課税台帳に住所に 代わる事項の記載 をしたものの閲覧 <mark>を含む。)</mark>に供す る事務(同法第 416条第3項又は 第419条第8項の 規定により公示し た期間において納 税義務者の閲覧に 供するものを除 く。) 40の9 地方税法第 固定資産課税台帳記 年度及び所有者ごと(共 382条の3の規定 | 載事項証明書交付手 | 有の固定資産があるとき に基づく固定資産 数料 又は共有の形態が異なる ときは、これらを区分す 課税台帳に記載し た事項に関する証 るものとする。)に、用

明書の交付(同法

第382条の4に規

定する当該証明書

に住所に代わる事 項の記載をしたも

務	>L 1/1/1	亚克
1から40の6まで 略		
40の7 地方税法		1件(納付者2人以上又は納付年度が2年以上に おたるものについては、 それぞれ1人又は1年度 を1件)につき300円
40の8 地方税法第 382条の2の規定 に基づく閲覧 に基づく閲覧 に基づく閲覧 に基づく閲覧 に供す る事務(同法案 416条第3項又は 第419条第8項示し た期間によいて納 税義者のを除 く。)	固定資産課税台帳の閲覧手数料	300円
40の9 地方税法第	載事項証明書交付手 数料	年度及び所有者ごと(共有の固定資産があるとき 又は共有の形態が異なる ときは、これらを区分す るものとする。)に、用 紙1枚(土地については 5筆まで、家屋について は3棟まで)につき300円

紙1枚(土地については

5筆まで、家屋について

は3棟まで)につき300円

改正後	改正前				
<u>のの交付を含</u> <u>む。)</u>					
41から74まで 略		41から74まで 略			

#### 議案第 19 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

戸籍法(昭和22年法律第 224号)の改正に伴い、本籍地が市以外にある者が市長に対して行う 戸籍証明書等の交付の請求に係る戸籍謄抄本等交付手数料等の額を定めるとともに、戸籍電子証 明書提供用識別符号発行手数料及び除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料を定めるほか、必 要な規定の整備をしようとするものである。

#### 2 改正の内容(別紙参照)

- (1) 本籍地が市以外にある者が市長に対して行う戸籍証明書等の交付(広域交付)の請求に係る手数料の根拠規定を追記し規定を整備する。
- (2) 戸籍 (除籍) 電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに規定する。ただし、次に該当する場合は手数料を徴収しない。
  - ア 電子情報処理組織を使用する方法(マイナポータルを使用する方法)で請求・発行を行う 場合

イ 同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合

- (3) 届出受理証明書等の交付事務に、電子化された届書等情報の内容証明書の交付事務が追加されたことから、根拠規定を追記し規定を整備する。
- (4) 届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務に、電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務が追加されたことから、根拠規定を追記し規定を整備する。

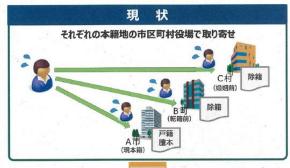
#### 3 施行期日

令和6年3月1日

#### 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

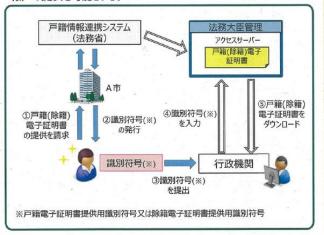
◆ 戸籍謄本等の広域交付(戸籍法第120条の2第1項) 自らや父母等の戸籍について,本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも,戸籍謄本等の交付請求が可能となる。





◆ 戸籍 (除籍)電子証明書提供用識別符号の発行(戸籍法第120 条の3第2項)

戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍(除籍)電子証明書(電子的な戸籍記録事項の証明情報)の提供を可能とする。



- 届書等情報内容証明書の交付等(戸籍法第120条の6第1項)
  - 届書等情報(届書等の書類を画像情報として作成したもの)の内 留言等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

改正後 改正前 ○盛岡市手数料条例

金額

平成12年3月30日条例第29号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市手数料条例

盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の全部を改正する。

## 第1条 略

(手数料の徴収等)

- 等をした者から徴収する。
- 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

名称

第3条から第9条まで 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

手数料を徴収する事

→-	, , , , ,	
務		
1 戸籍法(昭和22	戸籍謄抄本等交付手	1 通につき450円
年法律第224号)第	数料	
10条第1項、第10		
条の2第1項若し		
くは第3項から第		
5項まで若しくは		
第126条の規定に		
基づく戸籍の謄本		
若しくは抄本の交		
付又は同法第120		
条第1項 <mark>、第120条</mark>		
<u>の2第1項</u> 若しく		
は第126条の規定		
に基づく <mark>戸籍証明</mark>		
·····································		
<i>O</i>		
交付		
2 略		
3 戸籍法第12条の	除かれた戸籍の謄抄	1 通につき750円
2において準用す	本等交付手数料	
る同法第10条第1		
項、第10条の2第		
1 項若しくは <u></u>		
<mark>第3項</mark> から第5項		
までの規定若しく		
は同法第126条の		
規定に基づく除か		
れた戸籍の謄本若		
しくは抄本の交付		
又は同法第120条		
第1項 <mark>、第120条の</mark>	)	
<u>2第1項</u> 若しくは		
 第126条の規定に		
基づく <mark>除籍証明書</mark>		

○盛岡市手数料条例

平成12年3月30日条例第29号

改正 略

盛岡市手数料条例

盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の全部を改正する。

第1条 略

(手数料の徴収等)

- 第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表 の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請 等をした者から徴収する。
  - から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。
  - 第3条から第9条まで 略

附 則 略

別表(第2条、第4条関係)

表(第2条、第4条関	係)	
手数料を徴収する事	名称	金額
務		
1 戸籍法(昭和22	戸籍謄抄本等交付手	1 通につき450円
年法律第224号)第	数料	
10条第1項、第10		
条の2第1項若し		
くは第3項から第		
5項まで若しくは		
第126条の規定に		
基づく戸籍の謄本		
若しくは抄本の交		
付又は同法第120		
条第1項 <mark></mark>		
<u></u> 若しく		
は第126条の規定		
に基づく <mark>磁気ディ</mark>		
スクをもって調製		
された戸籍に記録		
されている事項の		
全部若しくは一部		
<mark>を証明した書面</mark> の		
交付		
2 略		
3 戸籍法第12条の	除かれた戸籍の謄抄	1 通につき750円
2において準用す	本等交付手数料	
る同法第10条第1		
項、第10条の2第		
1 項若しくは <mark>同条</mark>		
<u>第3項</u> から第5項		
までの規定若しく		
は同法第126条の		
規定に基づく除か		
れた戸籍の謄本若		
しくは抄本の交付		
又は同法第120条		
第1項 <u></u>		
若しくは		
第126条の規定に		
基づく <mark>磁気ディス</mark>		
クをもって調製さ		
れた除かれた戸籍		
に記録されている		
東頂の全郊芸しく		

改正後		改正前	
改正後	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁 又は認知の届出の受理に ついて、請求により法務省 令で定める様式による上 質紙を用いる場合にあっ ては、1通につき1,400円)	改正前は一部を証明した 書面書面の交付4略5戸籍法第48条第 届出で準用する 場合を含む。)の 規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付 では同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。6の項において同じ。)若しくは第126条の規定に基	1 通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁 又は認知の届出の受理に ついて、請求により法務省 令で定める様式による上 質紙を用いる場合にあっ ては、1 通につき1,400円)
<ul> <li>づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</li> <li>6 戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示した。</li> </ul>		づく届書その他市 長の受理した書類 に記載した事項の 証明書の交付 6 戸籍法第48条第 2項の規定に基づ く届書その他市長 の受理した書類を 閲覧に供する事務	書類 1件に つき350円
たものを閲覧に供 する事務  7 戸籍法第120条 の3第2項の規定 に基づく戸籍電子 証明書提供用識別 符号の発行(情報 通信技術を活用した行政の推進等に 関する法律(平成 14年法律第151号) 第7条第1項の規定に基づき同法第 6条第1項に規定する電子情報処理 組織を使用する方 法(地方公共団体 の手数料の標準に 関する政令に規定する総務省令で定 める金額等を定め る省令(平成12年 自治省令第5号) 第1条の2に規定 する電子情報処理 組織を使用する方 法に限る。以下こ の項及び7の2の	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき400円	7 削除	

改正後			改正前	
項において同じ。)				
<mark>により戸籍電子証</mark> 明書提供用識別符				
<del>内音促供用画別付</del> 号の発行を行う場				
合(当該発行に係				
る戸籍電子証明書				
の請求が同法第6				
条第1項の規定に				
基づき同項に規定				
<mark>する電子情報処理</mark> 組織を使用する方				
法により行われた				
場合に限る。)に				
おける当該発行及				
び戸籍電子証明書				
提供用識別符号の				
<mark>発行に係る戸籍電</mark> 子証明書の請求を				
行う者が同時に当				
該戸籍電子証明書				
が証明する事項と				
同一の事項を証明				
<u>する戸籍の謄本若</u> <u>しくは抄本又は戸</u>				
籍証明書の請求を				
行う場合における				
当該発行を除く。)				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	除籍電子証明書提供用識			
	<u>別符号1件につき700円</u>			
<mark>の規定に基づく除</mark> 料 籍電子証明書提供				
用識別符号の発行				
(情報通信技術を				
活用した行政の推				
進等に関する法律				
第7条第1項の規				
<u>定に基づき同法第</u> <u>6 条第 1 項に規定</u>				
する電子情報処理				
組織を使用する方				
法により除籍電子				
<u>証明書提供用識別</u>				
<u>符号の発行を行う</u> 場合(当該発行に				
係る除籍電子証明				
書の請求が同項の				
規定に基づき同項				
に規定する電子情				
報処理組織を使用           する方法により行				
<u>9 る方法により行</u> <u>われた場合に限</u>				
る。)における当				
該発行及び除籍電				
子証明書提供用識				
別符号の発行に係				
る除籍電子証明書 の請求を行う者が				
同時に当該除籍電				
子証明書が証明す				
る事項と同一の事				
項を証明する除か				
れた戸籍の謄本若				
<mark>しくは抄本又は除</mark>				

改正後		改正前	
籍証明書の請求を 行う場合における 当該発行を除く。)8 から74まで 略	8から74まで 略		-

#### 議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

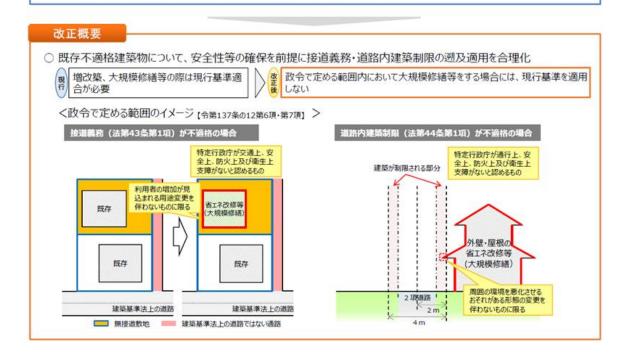
建築基準法(昭和25年法律第 201号)の改正に伴い既存建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料及び既存建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料を定めるとともに、既存建築物の移転の認定申請手数料を定めようとするものである。

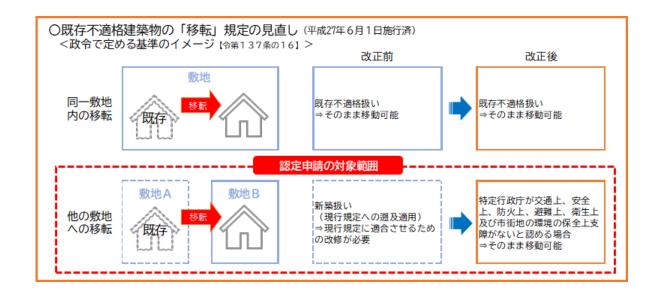
#### 2 改正の内容

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減(2013年度比)の実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組の強化を背景とした建築基準法等の改正により、既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替において、接道義務及び道路内建築制限の遡及適用を緩和する認定制度が創設されたことから、新たに認定申請手数料を定めるほか、既存不適格建築物を別敷地へ移転する際の遡及適用の緩和に係る認定申請手数料を県の動向に合わせ定めるものである。

#### 現状·改正主旨

○ 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。





認定申請手数料については、手数料条例別表40の7の項(接道義務の適用除外)、同表40の8 の項(道路内建築制限の適用除外)及び同表40の9の項(移転する場合の適用除外)に、それぞれの認定申請手数料の額を、審査業務量が同程度となる既定の認定申請手数料の額と同額の「27,000円」と定める。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 「既存不適格建築物」とは

適法な既存建築物又は工事中の建築物が法令の改正等により法に適合しなくなった場合、違反建築物とならないよう、新たに施行又は適用された規定のうち適合していないものについて適用が除外されることとなります。このような状態にある建築物を「既存不適格建築物」といいます。

#### 「大規模の修繕」、「大規模の模様替」とは

性能や品質が劣化した部分を既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、概ね同じ材料を用いて造り替え、性能や品質を回復する工事を「修繕」といい、同じ位置でも異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を回復する工事を「模様替」といいます。なお、「大規模の修繕、大規模の模様替」とは建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段等)の一種以上について行う過半の修繕、模様替をいいます。

#### 「移転」とは

既存建築物又はその一部を解体せずに同一敷地内又は別敷地に移動させることをいいます。

改正後 改正前 ○盛岡市手数料条例 ○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市手数料条例

盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の全部を改正する。

## 第1条 略

(手数料の徴収等)

- |第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表||第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表| 等をした者から徴収する。
- 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。
- 第3条から第9条まで 略

附 則 略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

税義務者の閲覧に

手数料を徴収する事務	名称	金額
1から40の6まで 略		
40の7建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の敷地等	既存建築物の敷地等 と道路との関係に関 する制限の適用除外 に係る認定申請手数 料	<mark>2万7,000円</mark>
と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査40の8建築基準法	<mark>既存建築物の道路内</mark>	<mark>2万7,000</mark> 円
12第7項の規定に	の建築に関する制限 の適用除外に係る認 定申請手数料	
40の9 建築基準法	既存建築物の移転の 認定申請手数料	2万7,000円
40の10 地方税法 (昭和25年法律第 226号)第20条の10 の規定に基づく徴 収金に関する証明 書の交付	る証明書交付手数料	1件(納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわれるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件)につき300円
	固定資産課税台帳の 閲覧手数料	300円

平成12年3月30日条例第29号

改正 略

盛岡市手数料条例

盛岡市手数料条例(昭和23年条例第39号)の全部を改正する。

## 第1条 略

(手数料の徴収等)

- の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請 等をした者から徴収する。
  - から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。
  - 第3条から第9条まで 略

附則略

別表(第2条、第4条関係)

手数料を徴収する事 務	<b>名称</b>	金額
1 から40の 6 まで		
略		
<b>地</b> 台		
		1件(納付者2人以上又に
(昭和25年法律第	る証明書交付手数料	納付年度が2年以上にわ
226号)第20条の10		たるものについては、それ
の規定に基づく徴		ぞれ1人又は1年度を1
収金に関する証明		件)につき300円
書の交付		
	固定資産課税台帳の	300₽
	閲覧手数料	3001
に基づく閲覧に供	1 98/17	
する事務(同法第		
416条第3項又は		
第419条第8項の		
第419条第8項の		

	改正後		改正前				
供するものを除 く。)			供するものを除 く。)				
	載事項証明書交付手 数料	年度及び所有者ごと(共有の固定資産があるとき又は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。)に、用紙1枚(土地については5筆まで、家屋については3棟まで)につき300円		載事項証明書交付手 数料	年度及び所有者ごと(共有の固定資産があるとき又は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。)に、用紙1枚(土地については5筆まで、家屋については3棟まで)につき300円		
41から74まで 略			41から74まで 略				

## 議案第 21 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

#### 2 改正の内容

岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後		
65億 1,689万 1,890円	64億 9,158万 9,233円		

#### 3 施行期日

公布の日

改正後 改正前 ○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 ○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号 平成19年3月26日条例第3号 改正 略 改正 略 <u>令和6年 月 日条例第 号</u> 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 第1条 略 第1条 略 (基金の額) (基金の額) 第2条 基金の額は、<mark>65億1,689万1,890円</mark>とする。 第2条 基金の額は、<mark>64億9,158万9,233円</mark>とする。 第3条から第7条まで 略 第3条から第7条まで 略 附則略 附 則 略 附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 22 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

手代森保育園を廃止しようとするものである。

## 2 改正の内容

第3条の表から手代森保育園の項を削る。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

#### 4 その他

盛岡市立保育所民営化計画及び第4次民営化実施計画に基づき、盛岡市立手代森保育園を令和7年4月1日から民営化する。

○盛岡市保育所条例

昭和62年3月23日条例第9号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

改正後

盛岡市保育所条例

盛岡市保育所条例(昭和31年条例第32号)の全部を改正する。

第1条及び第2条 略

(設置)

|第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定により、保||第3条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定により、保| 育所を次表のとおり設置する。

名称	位置		
くりやがわ保育園	盛岡市新田町 9 番33号		
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3		
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号		
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号		
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号		
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2		
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2		

第4条から第7条まで 略

附 則 略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○盛岡市保育所条例

昭和62年3月23日条例第9号

改正 略

盛岡市保育所条例

盛岡市保育所条例(昭和31年条例第32号)の全部を改正する。

第1条及び第2条 略

(設置)

育所を次表のとおり設置する。

改正前

名称	位置				
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号				
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3				
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号				
とりょう保育園	盛岡市肴町2番8号				
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号				
<u>手代森保育園</u>	盛岡市手代森22地割49番地1				
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2				
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2				

第4条から第7条まで 略

附則略

#### 議案第 23 号

盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する 条例について

#### 1 廃止の趣旨

介護保険法(平成9年法律第 123号)の改正及び経過措置の適用の終了に伴い、条例を廃止しようとするものである。

#### 2 廃止の内容

令和3年度介護報酬改定時に、当該施設サービスは令和6年3月31日が設置期限とされたことのほか、介護保険法の改正及び経過措置の適用の終了に伴い、条例を廃止しようとするもの。 なお、平成30年に当該施設サービスの態様を継承するサービスとして、「介護医療院」が新たに創設され、本市における運営法人について、すべて介護医療院への転換が終了している。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

## 議案第 24 号

盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

盛岡市一本松飲料水供給施設を廃止しようとするものである。

## 2 改正の内容

盛岡市一本松飲料水供給施設を削除する。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

#### 4 その他

盛岡市一本松飲料水供給施設について、井戸等整備支援事業により、施設利用者の井戸整備が 完了したことから、当該施設を廃止しようとするものである。 改正後

○盛岡市飲料水供給施設条例

昭和40年12月23日条例第54号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市飲料水供給施設条例

第1条及び第2条 略

(設置)

第3条 飲料水供給施設を次表のとおり設置する。

7 木 队件小片和旭队飞机私	<b>▽▽□ (10 )                                     </b>
名称	給水区域
盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部
盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各
	一部
盛岡市中日戸飲料水供給施	盛岡市日戸字森子、字日影、字間洞及び
設	字道合の各一部
盛岡市大神飲料水供給施設	盛岡市玉山馬場字葛巻の一部
盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市薮川字町村の一部
盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及
	び字西郡の各一部
盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市薮川字外山の一部
盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市薮川字日向の一部

第4条から第6条まで 略

(使用料の額)

料の額は、第1号の基本額に第2号の加算額を加えた額とする。

- (1) 基本額 1世帯1月につき 1,200円
- (2) 加算額 1世帯1人1月につき 500円
- 2 盛岡市葛巻飲料水供給施設、盛岡市中日戸飲料水供給施設、盛岡市大神2 盛岡市葛巻飲料水供給施設、盛岡市中日戸飲料水供給施設、盛岡市大神 飲料水供給施設、盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設、 盛岡市岩洞飲料水供給施設及び盛岡市大沼飲料水供給施設(以下「葛巻飲 料水供給施設等」という。)の使用料の額は、前項の額の範囲内で管理の 経費の実態を勘案して市長が定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個別に給水量を計量するメーターが設置され3 前項の規定にかかわらず、個別に給水量を計量するメーターが設置され ている葛巻飲料水供給施設等に係る同項の規定の適用については、同項中 「前項の額」とあるのは、「旧玉山村水道事業給水条例(平成9年玉山村 条例第12号) 第24条及び別表第1の規定の例による額」とする。

第8条から第27条まで 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

改正前 ○盛岡市飲料水供給施設条例

昭和40年12月23日条例第54号

改正 略

盛岡市飲料水供給施設条例

第1条及び第2条 略

(設置)

第3条 飲料水供給施設を次表のとおり設置する。

(ツこわり以直りる。
給水区域
盛岡市下米内字一本松の一部
盛岡市川目第5地割の一部
盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各
一部
盛岡市日戸字森子、字日影、字間洞及び
字道合の各一部
盛岡市玉山馬場字葛巻の一部
盛岡市薮川字町村の一部
盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及
び字西郡の各一部
盛岡市薮川字外山の一部
盛岡市薮川字日向の一部

第4条から第6条まで 略

(使用料の額)

第7条 <mark> </mark>盛岡市川目飲料水供給施設の使用<mark>第7条 <mark>盛岡市一本松飲料水供給施設及び</mark>盛岡市川目飲料水供給施設の使用</mark> 料の額は、第1号の基本額に第2号の加算額を加えた額とする。

- (1) 基本額 1世帯1月につき 1,200円
- (2) 加算額 1世帯1人1月につき 500円
- 飲料水供給施設、盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設、 盛岡市岩洞飲料水供給施設及び盛岡市大沼飲料水供給施設(以下「葛巻飲 料水供給施設等」という。)の使用料の額は、前項の額の範囲内で管理の 経費の実態を勘案して市長が定める額とする。
- ている葛巻飲料水供給施設等に係る同項の規定の適用については、同項中 「前項の額」とあるのは、「旧玉山村水道事業給水条例(平成9年玉山村 条例第12号) 第24条及び別表第1の規定の例による額」とする。

第8条から第27条まで 略

附則略

#### 議案第 25 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

盛岡市見前地区公民館及び盛岡市飯岡地区公民館において、冷房を使用する期間に冷房料を徴収しようとするものである。

#### 2 改正の内容

使用料の3割に相当する額を冷房料として徴収する。

## (盛岡市見前地区公民館)

#### 【改正前】

L / 17 7 Z						
区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
大研修室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
第1和室から	う美術工芸室	まで 略				

備考 <mark>暖房を</mark>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する<mark>額を</mark>暖房料として徴収する。

#### 【改正後】

区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
大研修室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
第1和室から	ら美術工芸室	きで 略				

備考 <mark>冷暖房を</mark>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する<mark>額を冷房料又は</mark>暖房 料として徴収する。

## (盛岡市飯岡地区公民館)

## 【改正前】

区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
ミーティン	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
グルーム						

備考 <mark>暖房を</mark>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する<mark>額を</mark>暖房料として徴収する。

#### 【改正後】

区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
ミーティン	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
グルーム						

備考 <mark>冷暖房を</mark>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する<u>額を冷房料又は</u>暖房 料として徴収する。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○盛岡市公民館条例

昭和55年3月28日条例第21号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

改正後

盛岡市公民館条例

盛岡市公民館に関する条例(昭和35年条例第10号)の全部を改正する。

第1条から第7条まで 略

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 用料を徴収する。
- せることができる。
- 第8条の2から第20条まで 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(1)から(7)まで 略

(8) 盛岡市見前地区公民館

区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	5 時まで	9 時まで	5 時まで	9時まで	9時まで
大研修室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
第1和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
美術工芸	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
室						

備考 <mark>冷暖房を</mark>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する 額を冷房料又は暖房料として徴収する。

(9) 盛岡市飯岡地区公民館

区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
ミーティ	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
ングルー						
4						

備考 <mark>冷暖房を</mark>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する <mark>額を冷房料又は</mark>暖房料として徴収する。

(10)から(14)まで 略

○盛岡市公民館条例

昭和55年3月28日条例第21号

改正 略

盛岡市公民館条例

盛岡市公民館に関する条例(昭和35年条例第10号)の全部を改正する。

改正前

第1条から第7条まで 略

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

- 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使 用料を徴収する。
- 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要がある 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があ るものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納さるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納さ せることができる。

第8条の2から第20条まで 略

附則略

別表(第8条関係)

(1)から(7)まで 略

(8) 盛岡市見前地区公民館

区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	5 時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9 時まで
大研修室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
第1和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
美術工芸	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
室						

備考 **暖房を**使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する 額を 暖房料として徴収する。

(9) 盛岡市飯岡地区公民館

区分	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
	から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	5 時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
ミーティ	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
ングルー						
ム						

備考 <u>暖房を</u>使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する <mark>額を 暖房料として徴収する。</mark>

(10)から(14)まで 略

## 議案第 26 号

盛岡市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

盛岡市玉山歴史民俗資料館の移転に伴い当該施設の位置を改めるほか、当該施設の管理を指定 管理者に行わせるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

(1) 盛岡市玉山歴史民俗資料館の位置の改正

改正前	改正後
盛岡市巻堀字巻堀33番地1	盛岡市渋民字渋民9番地

(2) 盛岡市玉山歴史民俗資料館の運営及び管理

指定管理者に行わせるものとする。

## 3 施行期日

教育委員会規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前に おいても行うことができる。 ○盛岡市歴史民俗資料館条例

平成4年3月24日条例第68号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

改正後

盛岡市歴史民俗資料館条例

第1条 略

(設置)

文化の向上に資するため、歴史民俗資料館を次表のとおり設置する。 名称 位置 盛岡市都南歴史民俗資料館 | 盛岡市湯沢 1 地割 1 番地38

(入館の許可等)

第3条 歴史民俗資料館に入館しようとする者は、教育委員会<mark>(地方自治法</mark>第3条 歴史民俗資料館に入館しようとする者は、教育委員会<mark>・・・・</mark>

盛岡市玉山歴史民俗資料館 盛岡市渋民字渋民9番地

(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第 244条の2第3項に規定 する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する歴史民俗資料 館にあっては、指定管理者。以下第5条まで及び第8条において同じ。) の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、歴史民俗資料館への入館が次の各号のいずれかに該当す2 教育委員会は、歴史民俗資料館への入館が次の各号のいずれかに該当す ると認めたときは、前項の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史民俗資料館の管理上適当でないと
- 3 教育委員会は、歴史民俗資料館の管理上必要があると認めたときは、第3 教育委員会は、歴史民俗資料館の管理上必要があると認めたときは、第 1項の許可に条件を付することができる。
- 第4条から第8条まで 略

(職員)

第9条 歴史民俗資料館(指定管理者が管理する歴史民俗資料館を除く。)第9条 歴史民俗資料館

に館長のほか必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第10条 歴史民俗資料館のうち盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理は、指定管 理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又 は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

- 第11条 盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理について、法第244条の2第3項の 規定による指定を受けようとするものは、教育委員会が定める期限までは 教育委員会に申請しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。
  - (1) 市民の平等な使用が確保されること。
  - (2) サービスの向上が図られること。
  - (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
  - (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能 力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 教育委員会は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知を したとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し 若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき は、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他教育委員会が定める事項に変 更があったときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければなら ない。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届 出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理の基準は、次の とおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定

改正前

平成4年3月24日条例第68号

改正 略

盛岡市歴史民俗資料館条例

○盛岡市歴史民俗資料館条例

第1条 略

(設置)

|第2条 貴重な文化遺産を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び第2条 貴重な文化遺産を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び 文化の向上に資するため、歴史民俗資料館を次表のとおり設置する。

名称 位置 |盛岡市都南歴史民俗資料館 |盛岡市湯沢1地割1番地38 盛岡市玉山歴史民俗資料館 盛岡市巻堀字巻堀33番地1

(入館の許可等)

<mark>の許可</mark>を受けなければならない。

ると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史民俗資料館の管理上適当でないと
- 1項の許可に条件を付することができる。
- 第4条から第8条まで 略

(職員)

に館長のほか必要な職員を置く。

改正前 改正後

に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

- 第15条 盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理に係る指定管理者の業務は、次の とおりとする。
  - (1) 第3条第1項又は第4条第1項の許可を行うこと。
  - (2) 第3条第2項の規定に基づき、同条第1項又は第4条第1項の許可 をしないこと。
  - (3) 第3条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第4条第1項の許可 に条件を付すること。
  - (4) 第5条の規定に基づき、第3条第1項若しくは第4条第1項の許可 を取り消し、第3条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛 岡市玉山歴史民俗資料館からの退去を命ずること。
  - (5) 教育委員会規則で定めるところにより、開館時間を変更すること。
  - (6) 教育委員会規則で定めるところにより、臨時に開館し、又は休館す ること。
  - (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
  - (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市玉山歴史民俗資料館の管理に関 すること。
- 2 指定管理者は、前項第2号から第4号までのいずれかの行為を行おうと するときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承 認を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、第1項第5号又は第6号の行為を行おうとするときは、 あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。 (事業報告書の提出)
- **第16条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該** 年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出 しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の 規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、 教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の 初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載し た事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
  - (1) 業務の実施状況
  - (2) 入館者及び特別利用者の数
  - (3) 管理経費の収支状況
  - (4) その他教育委員会が必要があると認めた事項

(委任)

(委任)

<mark>第17条</mark> この条例に定めるもののほか、歴史民俗資料館の管理について必要<mark>第10条</mark> この条例に定めるもののほか、歴史民俗資料館の管理について必要 な事項は、教育委員会が定める。

附 則 略

附 則(令和6年条例第 号)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の 規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市歴史民俗資料館条例第11条及び第12条に規定する指定の 手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

な事項は、教育委員会が定める。

附 則 略

#### 議案第 27 号

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

盛岡市営野球場を廃止しようとするものである。

#### 2 改正の内容

#### (1) 内容

盛岡市営野球場を削除する。

#### 【改正前】

名称	位置
<u>盛岡市営野球場</u>	盛岡市東新庄一丁目8番1号
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地

#### 【改正後】

名称	位置
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地

#### (2) 廃止の理由

老朽化が進んでいた盛岡市営野球場は、同様の課題を抱えていた岩手県営野球場と集約化して新野球場を整備することとなり、令和5年4月1日、県・市共同の整備による「いわて盛岡ボールパーク」(きたぎんボールパーク)の供用を開始した。

「いわて盛岡ボールパーク」の整備に当たっては、「公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)」を活用しており、既存施設は、新施設の供用開始から「5年以内の廃止」が同事業債活用の条件となっていることから、現指定管理期間が満了する令和5年度末をもって廃止するものである。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

○盛岡市野球場条例

平成16年12月27日条例第51号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

改正後

盛岡市野球場条例

盛岡市営野球場条例(昭和25年条例第10号)の全部を改正する。

第1条 略

(設置)

第2条 野球場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地

第3条から第7条まで 略

(使用料)

- する。
- 2 使用料は、許可の際に徴収する。
- 第9条から第20条まで 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○盛岡市野球場条例

平成16年12月27日条例第51号

改正 略

盛岡市野球場条例

盛岡市営野球場条例(昭和25年条例第10号)の全部を改正する。

改正前

第1条 略

(設置)

第2条 野球場を次表のとおり設置する。

名称	位置		
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号		
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地		

第3条から第7条まで 略

(使用料)

- する。
- 2 使用料は、許可の際に徴収する。

第9条から第20条まで 略

附則略

## 別表(第8条関係)

(1) 盛岡市営野球場

アグ	ラウンドの	使用料					
			<u>土曜日及で</u> <u>外の日</u>	<u>土曜日及び休日以</u> 外の日		土曜日及び休日	
	<u>区分</u>		1時間ま	<u>1日まで</u>	1時間ま	<u>1日まで</u>	
			でごとに	ごとに	でごとに	ごとに	
料金を	アマチュ	<u>一般</u>	<u>500円</u>	<mark>3,600円</mark>	<u>600円</u>	<mark>4,400円</mark>	
徴収し	ア野球に	高等学校生	<u>150円</u>	1,100円	<u>180円</u>	<mark>1,300円</mark>	
<mark>ない場</mark>		徒以下の者					
<u>合</u>	<del>場合</del>						
	その他の	催しに使用	2,000円	14,400円	<mark>2,400円</mark>	17,600円	
	<mark>する場合</mark>						
料金を	アマチュ	<u>一般</u>	2,000円	14,400円	<mark>2,400円</mark>	17,600円	
徴収す	ア野球に	高等学校生	<u>600円</u>	4,400円	<mark>720円</mark>	<mark>5,200円</mark>	
る場合	使用する	徒以下の者					
	<mark>場合</mark>						
	その他の	催しに使用	使用する	日ごとに	使用する	日ごとに	
	<mark>する場合</mark>		その日のは	最高入場	その日のは	最高入場	
			料の 300	)人分に相	料の 300	)人分に相	
			当する額	<mark>(</mark> その額	当する額	<mark>(</mark> その額	
			が 125,0	000円に満	が 167,0	000円に満	
			たない場合		たない場合		
			125,000円	)	<mark>167, 000円</mark>	<u> </u>	

## 備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料 金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催 しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合 をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使 用する場合をいう。
- イ スコアボードの使用料 1試合につき 500円
- ウ 拡声装置の使用料 1回につき 1,000円
- (2) 盛岡市太田橋野球場のグラウンドの使用料 1面につき1時間まで ごとに 200円

#### 議案第 28 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

#### 1 改正の趣旨

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第48号)の改正に伴い、 関係する条例の規定を整理しようとするものである。

#### 2 一部改正を行う条例

- ・盛岡市農業集落排水事業分担金条例(昭和63年条例第10号)
- · 盛岡市農業集落排水施設条例 (平成2年条例第23号)
- ・盛岡市公設浄化槽条例(平成19年条例第71号)

#### 3 改正の内容

(1) 条例中「市長」を「上下水道事業管理者」に改める。

地方公営企業法の全部適用に伴い、市長に代わり、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が業務を執行することとなることから、管理者が業務を執行することとなる事項に関し、関係規定を整理する。

(2) 条例中「規則で定める」を「管理者が定める」に改める。

地方公営企業法第10条において、管理者は業務に関し管理規程を制定することができるとされている。

改正前の条例では、条例の運用の詳細を「規則」で定めていたが、法適用後は「規程」で定めることとなることから、運用の詳細について規則で定めるとしている事項に関し、関係規定を整理する。

#### (3) その他

この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例に規定に基づきなされた手続、処分、その 他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

#### 4 施行期日

令和6年4月1日

改正後

○盛岡市農業集落排水事業分担金条例

昭和63年3月23日条例第10号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市農業集落排水事業分担金条例

第1条 略

(定義)

- |第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 農業集落排水事業 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法 律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の集 落圏における排水施設の整備を行う事業をいう。
  - (2) 排水施設 し尿、生活雑排水等の汚水(以下「汚水」という。)又 は雨水を排除するために設けられる排水管、排水渠<sup>きょ</sup>その他の施設及び これに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設をいう。
  - (3) 宅地 耕作の目的に供される土地以外の土地で<mark>上下水道事業管理者</mark> (以下「管理者」という。)が定める家屋の敷地に供されているものを いう。

(排水区域の告示)

- ことができる区域(以下「排水区域」という。)を定めたときは、その旨 を告示しなければならない。その排水区域を変更するときも、同様とする。 (分担金の徴収)
- 第4条 分担金は、前条の告示の日において排水区域内に存する宅地を所有第4条 分担金は、前条の告示の日において排水区域内に存する宅地を所有 する者(当該宅地を所有する者と当該宅地に係る地上権、質権又は使用貸 借若しくは賃貸借による権利(以下「地上権等」という。)を有する者と が協議して、これらの者の中から分担金の徴収を受ける者を定め、その旨 を<mark>管理者</mark>に届け出たときは、その者。以下「受益者」という。) から徴収 する。

(分担金の額)

地上権等を有する宅地にある<mark>管理者が</mark>定める家屋の数を乗じて得た額とす る。

(分担金の徴収方法)

- |第6条 分担金は、3年を超えない期間内において分割して徴収するものと|第6条 分担金は、3年を超えない期間内において分割して徴収するものと| する。ただし、受益者から一括納付を希望する旨の申出があつたときは、 この限りでない。
- 2 分担金の納期は、管理者が定める。

(分担金の減免等)

|第7条 <mark>管理者</mark>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、分担金|第7条 <mark>市長</mark>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、分担金 を軽減し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第8条 略

(受益者の申告等)

- |第 9 条 第 3 条の告示の日現在における受益者(同一の土地について 2 人以| 第 9 条 第 3 条の告示の日現在における受益者(同一の土地について 2 人以 上の受益者があるときは、代表者)は、排水区域内に所有し、又は地上権 等を有する宅地について、<mark>管理者が</mark>定めるところにより、申告しなければ ならない。前条の規定により当該宅地に係る権利及び義務を承継したとき
- 2 <mark>管理者</mark>は、前項の規定による申告がないとき又はその内容が事実と異な 2 <mark>市長</mark>は、前項の規定による申告がないとき又はその内容が事実と異な ると認めたときは、賦課に係る事項を認定することができる。

(住所等の変更の届出)

|第10条 受益者又は第8条の規定により宅地に係る権利及び義務を承継した|第10条 受益者又は第8条の規定により宅地に係る権利及び義務を承継した| 者は、住所、居所、事務所又は事業所を変更したときは、遅滞なくその旨 を<mark>管理者</mark>に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<mark>管理者</mark>が定める。

附 則 略

附 則(令和6年条例第 号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされ

た手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づ

改正前

○盛岡市農業集落排水事業分担金条例

昭和63年3月23日条例第10号

改正 略

盛岡市農業集落排水事業分担金条例

第1条 略

(定義)

- めるところによる。
  - (1) 農業集落排水事業 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法 律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の集 落圏における排水施設の整備を行う事業をいう。
  - (2) 排水施設 し尿、生活雑排水等の汚水(以下「汚水」という。)又 は雨水を排除するために設けられる排水管、排水渠<sup>きよ</sup>その他の施設及び これに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設をいう。
  - (3) 宅地 耕作の目的に供される土地以外の土地で<mark>規則で</mark>

いう。

(排水区域の告示)

- |第3条 <mark>管理者</mark>は、農業集落排水事業により設置される排水施設を使用する|第3条 <mark>市長 </mark>は、農業集落排水事業により設置される排水施設を使用する| ことができる区域(以下「排水区域」という。)を定めたときは、その旨 を告示しなければならない。その排水区域を変更するときも、同様とする。 (分担金の徴収)
  - する者(当該宅地を所有する者と当該宅地に係る地上権、質権又は使用貸 借若しくは賃貸借による権利(以下「地上権等」という。)を有する者と が協議して、これらの者の中から分担金の徴収を受ける者を定め、その旨 を<mark>市長</mark>に届け出たときは、その者。以下「受益者」という。)から徴収 する。

(分担金の額)

|第5条 受益者から徴収する分担金の額は、24万円に受益者が所有し、又は|第5条 受益者から徴収する分担金の額は、24万円に受益者が所有し、又は| 地上権等を有する宅地にある<mark>規則で</mark>定める家屋の数を乗じて得た額とす る。

(分担金の徴収方法)

- する。ただし、受益者から一括納付を希望する旨の申出があつたときは、 この限りでない。
- 2 分担金の納期は、市長が定める。

(分担金の減免等)

を軽減し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第8条 略

(受益者の申告等)

- 上の受益者があるときは、代表者)は、排水区域内に所有し、又は地上権 等を有する宅地について、<mark>規則で</mark>定めるところにより、申告しなければ ならない。前条の規定により当該宅地に係る権利及び義務を承継したとき も、同様とする。
- ると認めたときは、賦課に係る事項を認定することができる。

(住所等の変更の届出)

者は、住所、居所、事務所又は事業所を変更したときは、遅滞なくその旨 を市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、<mark>市長</mark>が定める。

附則略

改正後	改正前
きなされたものとみなす。	

改正後

○盛岡市農業集落排水施設条例

平成2年6月25日条例第23号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

盛岡市農業集落排水施設条例

第1条から第3条まで 略

(供用開始の告示)

施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月 日及び汚水を排除することができる区域を告示しなければならない。告示 した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条 略

(排水設備工事の計画の確認)

をしようとする者は、あらかじめ、その計画が<mark>管理者が</mark>定める排水設備の 技術上の基準に適合するものであることについて、管理者の確認を受けな ければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす

(排水設備工事の施行)

- |第7条 排水設備工事は、盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)第7条||第7条 排水設備工事は、盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)第7条| に規定する管理者が指定した者でなければ施行してはならない。
- 水施設に接続しなければならない。

(排水設備工事の完了の届出)

- 日から5日以内にその旨を<mark>管理者</mark>に届け出なければならない。
- 当該排水設備の検査を行うことができる。

第9条 略

(使用等の届出)

- |第10条 使用者は、農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃|第10条 使用者は、農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃| 止し、又はその使用を再開しようとするときは、使用を開始する年月日、 世帯員の数その他管理者が定める事項について、あらかじめ、管理者に届 け出なければならない。
- かに<mark>管理者</mark>に届け出なければならない。

(使用料)

|第11条 使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料の月額は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合2 使用料の月額は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合 において、事業所、学校その他一般家庭以外のもの(以下「事業所等」と いう。)に係る使用料の月額の算定に当たっては、第1号中「1世帯」と あるのは「1事業所等」と、第2号中「世帯員」とあるのは「換算世帯員 (従業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。)」とする。
- (1) 基本額 1世帯1,467円
- (2) 加算額 世帯員1人につき434円
- 3 前項に規定する換算世帯員の数は、<mark>管理者が</mark>定める。
- 4 世帯員の数及び第2項に規定する換算世帯員の数は、毎月の初日を基準4 世帯員の数及び第2項に規定する換算世帯員の数は、毎月の初日を基準 1項の規定による届出があった時を基準として算定する。
- 5 月の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止 5 月の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止 した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料 とし、16日以上のときは1月分として算定する。
- | 6 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、前条第| 6 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、前条第| 1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。
- 7 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。

(使用料の減免)

|第12条 <mark>管理者</mark>は、公益上その他特に必要があると認めたときは、使用料を|第12条 <mark>市長</mark>は、公益上その他特に必要があると認めたときは、使用料を| 減免することができる。

(行為の許可)

|第13条 農業集落排水施設の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着|第13条 農業集落排水施設の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着| して排水施設を設けようとする者は、<mark>管理者</mark>の許可を受けなければならな い。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

改正前

○盛岡市農業集落排水施設条例

平成2年6月25日条例第23号

改正 略

盛岡市農業集落排水施設条例

第1条から第3条まで 略

(供用開始の告示)

施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月 日及び汚水を排除することができる区域を告示しなければならない。告示 した事項を変更しようとするときも、同様とする。

## 第5条 略

(排水設備工事の計画の確認)

|第6条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「排水設備工事」という。)|第6条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「排水設備工事」という。) をしようとする者は、あらかじめ、その計画が<mark>規則で</mark>定める排水設備の 技術上の基準に適合するものであることについて、<mark>市長</mark>の確認を受けな ければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす る。

(排水設備工事の施行)

- に規定する管理者が指定した者でなければ施行してはならない。
- 2 排水設備は、<mark>管理者が</mark>定める技術上の基準に適合するように農業集落排 2 排水設備は、<mark>規則で</mark>定める技術上の基準に適合するように農業集落排 水施設に接続しなければならない。

(排水設備工事の完了の届出)

- |第8条 排水設備工事を行った者は、排水設備工事が完了したときは、その|第8条 排水設備工事を行った者は、排水設備工事が完了したときは、その| 日から5日以内にその旨を<mark>市長</mark>に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があった場合において、<mark>管理者</mark>が必要があると認めたときは、2 前項の届出があった場合において、<mark>市長</mark>が必要があると認めたときは、 当該排水設備の検査を行うことができる。

第9条 略

(使用等の届出)

- 止し、又はその使用を再開しようとするときは、使用を開始する年月日、 世帯員の数その他<mark>規則で</mark>定める事項について、あらかじめ、<mark>市長</mark>に届 け出なければならない。
- 2 使用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速や2 使用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速や かに<mark>市長</mark>に届け出なければならない。

(使用料)

|第11条 使用者から使用料を徴収する。

- において、事業所、学校その他一般家庭以外のもの(以下「事業所等」と いう。)に係る使用料の月額の算定に当たっては、第1号中「1世帯」と あるのは「1事業所等」と、第2号中「世帯員」とあるのは「換算世帯員 (従業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。)」とする。
- (1) 基本額 1世帯1,467円
- (2) 加算額 世帯員1人につき434円
- 3 前項に規定する換算世帯員の数は、規則で 定める。
- として算定する。ただし、これ以外の日に使用を開始する場合は、前条第一として算定する。ただし、これ以外の日に使用を開始する場合は、前条第 1項の規定による届出があった時を基準として算定する。
  - した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料 とし、16日以上のときは1月分として算定する。
  - 1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。
  - 7 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。

(使用料の減免)

減免することができる。

(行為の許可)

して排水施設を設けようとする者は、<mark>市長</mark>の許可を受けなければならな い。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

改正後 改正前

(立入検査等)

|第14条 | <mark>管理者</mark>は、この条例の施行に必要な限度において、使用者に対し、|第14条 | <mark>市長 |</mark>は、この条例の施行に必要な限度において、使用者に対し、 報告を求め、又はその職員に排水施設の存する土地若しくは建物に立ち入 り、排水設備の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者に提示しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により農業集落排水施設の機第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により農業集落排水施設の機 能を妨げ、又はこれを損傷したときは、<mark>管理者</mark>の指示するところにより原 状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第17条及び第18条 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされ

た手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づ

きなされたものとみなす。

(立入検査等)

報告を求め、又はその職員に排水施設の存する土地若しくは建物に立ち入 り、排水設備の検査をさせることができる。

し、関係者に提示しなければならない。

(損害賠償)

能を妨げ、又はこれを損傷したときは、<mark>市長</mark>の指示するところにより原 状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第17条及び第18条 略

附則略

○盛岡市公設浄化槽条例

平成19年12月25日条例第71号

改正 略

令和6年 月 日条例第 号

改正後

盛岡市公設浄化槽条例

第1条及び第2条 略

(事業区域の告示)

よる汚水の処理を行おうとする区域(以下「事業区域」という。)を定め たときは、これを告示しなければならない。また、事業区域を変更したと きも同様とする。

(設置の申請等)

- 建築している場合にあっては、建築主)又は敷地について権原を有する者 で公設浄化槽の設置を希望するものは、管理者の定めるところにより、管 <mark>理者</mark>に設置の申請をしなければならない。
- ついて当該申請をした者に通知するものとする。

## 第5条 略

(標準的な工事以外の工事に要する費用)

事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、住宅所有者等の負担と する。

#### 第7条 略

(排水設備工事の計画の確認)

|第8条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「排水設備工事」という。)|第8条 排水設備の新設、改造又は撤去(以下「排水設備工事」という。) -技術上の基準(以下「基準」という。)に適合するものであることについ| 技術上の基準(以下「基準」という。)に適合するものであることについ て、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しよ うとするときも、同様とする。

## 第9条 略

(排水設備工事の完了の届出)

- |第10条 排水設備工事を行った者は、排水設備工事が完了したときは、その|第10条 排水設備工事を行った者は、排水設備工事が完了したときは、その| 日から5日以内にその旨を<mark>管理者</mark>に届け出なければならない。
- 2 前項の届出があった場合において、<mark>管理者</mark>が必要があると認めたときは、 2 前項の届出があった場合において、<mark>市長</mark>が必要があると認めたときは、 当該排水設備の検査を行うことができる。

(使用開始等の届出)

- |第11条 使用者は、公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、|第11条 使用者は、公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、 又はその使用を再開しようとするときは、使用を開始する日その他<mark>管理者</mark> <mark>が</mark>定める事項について、あらかじめ、その旨を<mark>管理者</mark>に届け出なければな らない。
- 日から10日以内にその旨を<mark>管理者</mark>に届け出なければならない。

(使用者等の責務)

- 第12条 使用者は、雨水、油類、農薬、家畜の排せつ物その他公設浄化槽の第12条 使用者は、雨水、油類、農薬、家畜の排せつ物その他公設浄化槽の 機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれのある物を公設浄化槽に排除して はならない。
- 2 使用者又は住宅所有者等は、公設浄化槽を損傷し、その他公設浄化槽の 2 使用者又は住宅所有者等は、公設浄化槽を損傷し、その他公設浄化槽の 機能を損なう行為をしてはならない。
- しなければならない。
- 4 使用者又は住宅所有者等は、市が行う公設浄化槽の保守点検、清掃等の4 使用者又は住宅所有者等は、市が行う公設浄化槽の保守点検、清掃等の 作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。 (使用料)

第13条 使用者から使用料を徴収する。

2 5人槽から10人槽までの公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用2 5人槽から10人槽までの公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用 料の月額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額 とする。

区分	使用料の額
5人槽	3, 982円
6人槽から7人槽まで	4,505円

改正前

平成19年12月25日条例第71号

改正 略

盛岡市公設浄化槽条例

○盛岡市公設浄化槽条例

第1条及び第2条 略

(事業区域の告示)

は、公設浄化槽に よる汚水の処理を行おうとする区域(以下「事業区域」という。)を定め たときは、これを告示しなければならない。また、事業区域を変更したと きも同様とする。

(設置の申請等)

- |第4条 事業区域内の住宅等の所有者(当該住宅等を建築しようとし、又は第4条 事業区域内の住宅等の所有者(当該住宅等を建築しようとし、又は 建築している場合にあっては、建築主)又は敷地について権原を有する者 で公設浄化槽の設置を希望するものは、<mark>市長</mark>の定めるところにより、<mark>市</mark> <mark>長</mark>に設置の申請をしなければならない。
- 2 <mark>管理者</mark>は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果に 2 <mark>市長</mark>は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果に ついて当該申請をした者に通知するものとする。

## 第5条 略

(標準的な工事以外の工事に要する費用)

|第6条 公設浄化槽の設置において、<mark>管理者が</mark>定める標準的な工事以外の工||第6条 公設浄化槽の設置において、<mark>規則で</mark>定める標準的な工事以外の工 事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、住宅所有者等の負担と する。

## 第7条 略

(排水設備工事の計画の確認)

をしようとする者は、あらかじめ、その計画が<mark>管理者が</mark>定める排水設備の をしようとする者は、あらかじめ、その計画が<mark>規則で</mark>定める排水設備の て、<mark>市長</mark>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しよ うとするときも、同様とする。

## 第9条 略

(排水設備工事の完了の届出)

- 日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 当該排水設備の検査を行うことができる。

(使用開始等の届出)

- 又はその使用を再開しようとするときは、使用を開始する日その他<mark>規則で</mark> \_\_\_\_\_ 定める事項について、あらかじめ、その旨を<mark>市長\_\_</mark> に届け出なければな らない。
- 2 使用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、その2 使用者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、その 日から10日以内にその旨を<mark>市長</mark>に届け出なければならない。

(使用者等の責務)

- 機能を妨げ、又はこれを損傷するおそれのある物を公設浄化槽に排除して はならない。
- 機能を損なう行為をしてはならない。
- 3 使用者は、公設浄化槽に異常が発生したときは、速やかに<mark>管理者</mark>に報告 3 使用者は、公設浄化槽に異常が発生したときは、速やかに<mark>市長</mark>に報告 しなければならない。
  - 作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。 (使用料)

第13条 使用者から使用料を徴収する。

料の月額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額 とする。

区分	使用料の額
5人槽	3, 982円
6人槽から7人槽まで	4,505円

改正後 5,133円 |8人槽から10人槽まで

3 11人槽以上の公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額3 11人槽以上の公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額 は、公設浄化槽の規模に応じて<mark>管理者</mark>が定める額とする。

- 4 月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、↓4 月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、 日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。
- の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。
- 6 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。

(使用料の減免)

減免することができる。

第15条 略

(住宅所有者等の変更の届出)

から10日以内にその旨を<mark>管理者</mark>に届け出なければならない。

(公設浄化槽の移動等)

- |第17条 住宅所有者等は、自己の都合により、既設の公設浄化槽を移動し、|第17条 住宅所有者等は、自己の都合により、既設の公設浄化槽を移動し、 又は撤去するときは、<mark>管理者</mark>に申請し、その承認を受けなければならない。
- 槽を移動し、又は撤去するものとする。

(資料の提出)

|第18条 <mark>管理者</mark>は、住宅所有者等又は使用者に対し、公設浄化槽の設置、維第18条 <mark>市長 </mark>は、住宅所有者等又は使用者に対し、公設浄化槽の設置、維 持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

- |第19条 <mark>管理者</mark>は、この条例の施行に必要な限度において、住宅所有者等又<mark>|第19条 <mark>市長 </mark>は、この条例の施行に必要な限度において、住宅所有者等又|</mark> は使用者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に公設浄化槽が設 置されている住宅等若しくはその敷地に立ち入り、公設浄化槽、排水設備 等の検査をさせることができる。
- し、関係者に提示しなければならない。

(監督処分)

- 第20条 <mark>管理者</mark>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の<mark>第20条 市長 </mark>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の 規定による処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の 必要な措置を命ずることができる。
  - (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者
  - (2) 偽りその他不正の手段により、この条例の規定による処分を受けた 者

(損害賠償)

|第21条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により公設浄化槽の機能を妨|第21条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により公設浄化槽の機能を妨 げ、又はこれを損傷したときは、<mark>管理者</mark>の指示するところにより原状に回<mark>げ、又はこれを損傷したときは、<mark>市長</mark>の指示するところにより原状に回</mark> 復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

|第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、<mark>管理者</mark>が定める。

第23条及び第24条 略

附則略

附 則(令和6年条例第 号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされ た手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基っ

きなされたものとみなす。

8人槽から10人槽まで

5,133円

は、公設浄化槽の規模に応じて市長が定める額とする。

改正前

- 又はその使用を再開した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16 又はその使用を再開した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16 日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。
- 5 公設浄化槽の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条第1項5 公設浄化槽の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条第1項 の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。
  - 6 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。

(使用料の減免)

|第14条 <mark>管理者</mark>は、公益上その他特に必要があると認めたときは、使用料を||第14条 <mark>市長 </mark>は、公益上その他特に必要があると認めたときは、使用料を| 減免することができる。

第15条 略

(住宅所有者等の変更の届出)

|第16条 住宅所有者等は、その氏名又は住所に変更があったときは、その日|第16条 住宅所有者等は、その氏名又は住所に変更があったときは、その日| から10日以内にその旨を<mark>市長</mark>に届け出なければならない。

(公設浄化槽の移動等)

又は撤去するときは、<mark>市長</mark>に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の規定により承認を受けた者は、自己の負担により、当該公設浄化2 前項の規定により承認を受けた者は、自己の負担により、当該公設浄化 槽を移動し、又は撤去するものとする。

(資料の提出)

持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

- は使用者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に公設浄化槽が設 置されている住宅等若しくはその敷地に立ち入り、公設浄化槽、排水設備 等の検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯 し、関係者に提示しなければならない。

(監督処分)

- 規定による処分を取り消し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の 必要な措置を命ずることができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により、この条例の規定による処分を受けた 者

(損害賠償)

復し、又は損害を賠償しなければならない。

|第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、<mark>市長</mark>が定める。

第23条及び第24条 略

附則略